

四日市市告示第570号

四日市市障害福祉サービス等の災害等による利用者負担額の減免に関する要綱を次のように定める

令和7年11月28日

四日市市長 森 智広

四日市市障害福祉サービス等の災害等による利用者負担額の減免に関する要綱 (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第31条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の11、災害その他の特別の事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について（平成18年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第0331006号））、災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱いについて（平成19年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第0327004号））及び災害その他の特別の事情により療養介護医療に要する費用を負担することが困難となった障害者に係る療養介護医療費の取扱いについて（平成19年4月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第0404003号））に基づき、介護給付費等（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費をいう。）、障害児通所給付費等（障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費をいう。）、自立支援医療費（更生医療費又は育成医療費に限る。）、補装具費及び療養介護医療費に係る利用者負担額の減免に関する必要な事項を定めるものとする。

（減免対象者）

第2条 減免を受けることができる者は、居住地の市区町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等において、次の各号のいずれかに該当し、利用者負担額（介護給付費等、障害児通所給付費等、自立支援医療費、補装具費及び療養介護医療費に係る利用者負担額をいう。）を負担することが困難であると認められるものとする。

（1）利用者又は利用者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住

宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。

- (2) 生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により生計維持者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する事由により生計維持者の収入が著しく減少したとき。

(減免の適用基準及び減免後の利用者負担上限月額)

第3条 減免の適用基準及び減免後の利用者負担上限月額は、前条に規定する減免対象者の区分に応じ別表に定めるところによる。

(減免の適用期間等)

第4条 減免の適用は月単位で行うこととし、次の各号に定める日の属する月の初日から適用する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

- (1) 第2条第1号の場合については、災害を受けた日
- (2) 第2条第2号から第4号までの場合については、申請のあった日

2 減免の適用期間は6か月とする。ただし、前条に規定する減免対象者に該当しなくなったときその他の利用者負担が困難である事実が消滅した場合は、その事実が消滅した日の属する月の末日まで適用する。

3 前項の適用期間経過後もなお同一事実を原因として利用者負担の減免対象事由がある旨の申請が適用期間内にあり、再度審査して減免すべき事情があると認めるときは、1回に限り、適用期間を6か月以内で延長することができる。

(減免の申請等)

第5条 減免の適用を受けようとする者は、災害を受けた日又は当該事情が生じた日から6か月以内に、利用者負担額減免申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、当該期限までに申請することができないことにやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、利用者負担額減免決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたときは、減免の決定の全部を取り消し、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年9月12日から適用する。

(経過措置)

2 令和7年9月12日に発生した大雨被害において、第2条第1号の該当する者における第5条第1項本文に規定する減免の申請期間については、同項の規定にかかわらず令和7年12月1日から6か月以内に市長に申請するものとする。

別表（第3条関係）

区分	適用基準	減免後の利用者負担上限月額
第2条第1号に掲げる事由	損害の程度が半壊半焼以上 又は床上浸水	0円
第2条第2号から第4号に掲げる事由	当該年の世帯収入が前年の2分の1以下に減少すると認められる場合	0円

第1号様式（第5条関係）

利用者負担額減免申請書

四日市市長

利用者負担額の減免について、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ	申請年月日		年 月 日
	氏 名	生年月日		年 月 日
	住 所	電話番号		
フリガナ		続 柄		
利用申請に 係る児童氏名		生年月日	年 月 日	

減 免 を 申 請 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 1 利用者又は利用者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたため。
	<input type="checkbox"/> 2 生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したため。
	<input type="checkbox"/> 3 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により生計維持者の収入が著しく減少したため。
	<input type="checkbox"/> 4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する事由により生計維持者の収入が著しく減少したため。

【添付書類】

 ○減免申請理由1の場合は、り災証明書

ただし、下記事項に同意する場合は添付不要

 □ 私は、四日市市が、私が居住する住宅のり災・被災の状況について調査することに同意します。（り災証明番号 ） ○減免申請理由2から4の場合は、直近3ヶ月の収入を証する書類及び適否の判断に必要な書類で市が求めるもの。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

利用負担額減免決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった、利用者負担額の減免について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

利 用 者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名		
住 所	電話番号		
フリガナ		続柄	
利用申請に 係る児童氏名		生年月日	年 月 日

減免対象の サービス等	
減免後の利用 者負担上限額	0 円
対象期間	年 月 ~ 年 月 まで

却下理由	
------	--

【教示事項】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定の不服のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。